

議事要旨(2)企業会計基準公開草案第 16 号「四半期財務諸表に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 20 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」のコメントについて

出田専門研究員より、注記事項や科目の表示、適用時期、年度の財務諸表での開示等に関する公開草案へのコメントの紹介及び対応案について説明がなされ、審議が行われた。

委員及びオブザーバーより、主に次のような意見があった。

(第 2 四半期以降に自発的に重要な会計処理の原則及び手続を変更した場合の注記)

- ・ 現行の年度と中間での一貫性を欠く場合と統合的な取扱いを行うことよって、企業の事務負担が増大する。過年度遡及修正の議論と併せて今後も検討を重ねていく必要がある。

(在外子会社の会計処理の統一の P/L 影響額)

- ・ 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用に際して、適用初年度の影響額を第 1 四半期に 45 日以内での開示という制約の中で算定することは困難であるため、貸借対照表の影響額に限定するなどの配慮をすべきである。

(最大発行可能株式数等の注記)

- ・ 最大発行可能株式数情報は、転換価格修正条項付新株予約権付社債(MSCB)等を発行している企業の 1 株当たり四半期純損益が将来どの程度低下しうるかを投資家が把握するうえで有用であることから、開示を求めるべきである。

以上の意見を踏まえ、引き続き、会計基準等の文案を検討していくこととした。

以上